

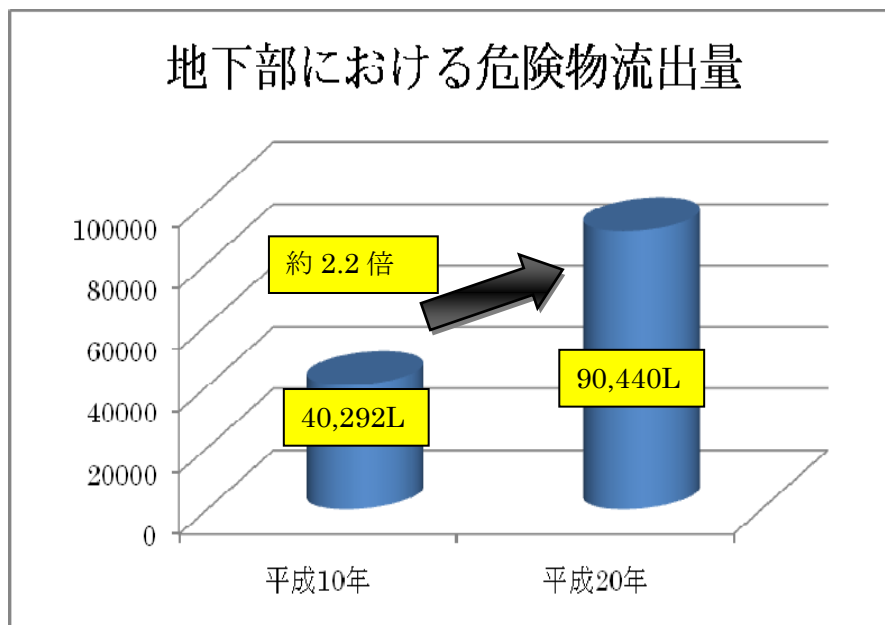
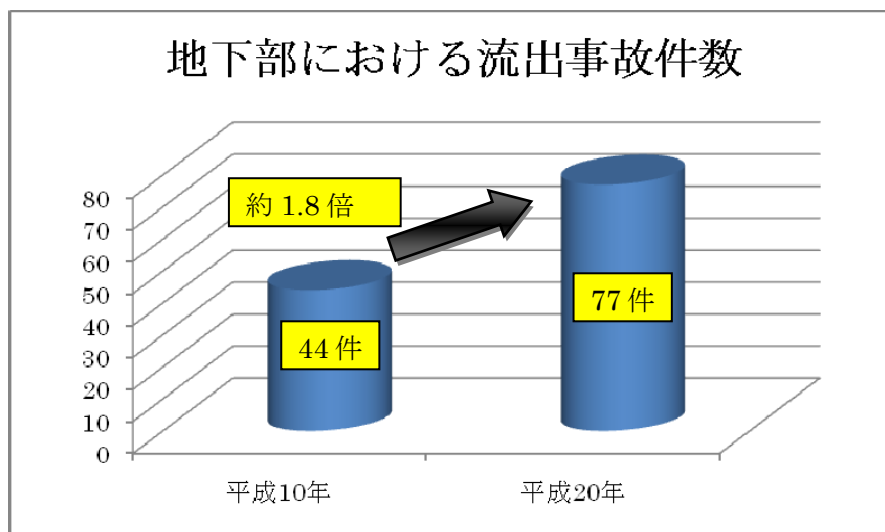
危険物地下貯蔵タンクを所有している事業者の方へ

地下貯蔵タンクの流出防止措置が必要となりました！

近年、危険物施設からの危険物流出事故が増加傾向です。その中でも地下に埋設された地下貯蔵タンクの「腐食劣化」を原因とする流出事故が多発しています。

危険物流出事故が発生すれば、流出に伴う火災危険及び環境汚染が懸念されます。また流出物の回収、流出箇所の土壌改良等が必要となり、莫大な費用を費やす場合もあります。

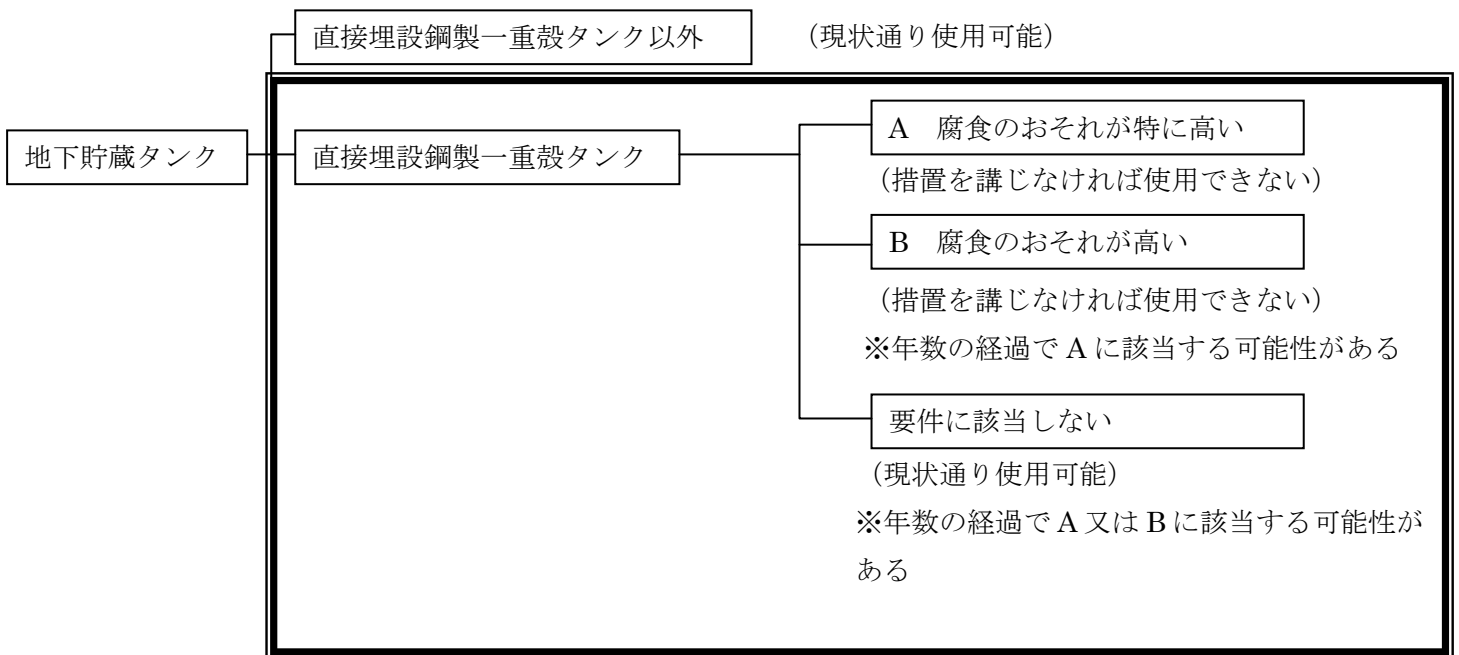
このような状況を踏まえ、流出事故が発生する可能性の高い地下貯蔵タンクの事故を防止するため法令が改正（平成23年2月1日）されました。



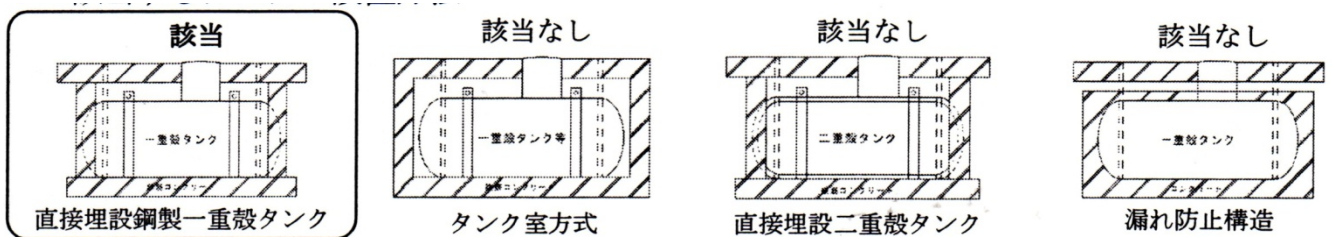
【改正の概要】

地盤面下に直接埋設された鋼製の一重殻タンクのうち、タンク外面の塗覆装の種類、設計板厚及び設置年数が一定の要件を満たすものを「腐食のおそれが高いもの」「腐食のおそれが特に高いもの」と区分し、区分に応じて一定の措置を講ずることとするものです。

～対象となる地下貯蔵タンク～



1 該当するタンクの設置方法



2 タンク外面の塗覆装の種類、設計板厚及び設置年数の要件

塗覆装の種類	設計板厚 (最小値)	設置年数 (埋設時の許可に係る完成検査済証交付年月日を起算日)				
		20年未満	20年以上 30年未満	30年以上 40年未満	40年以上 50年未満	50年以上
モルタル	3.2 mm以上 4.5 mm未満			B	B	A
	4.5 mm以上 6.0 mm未満				B	A
	6.0 mm以上 8.0 mm未満					A
	8.0 mm以上					B
アスファルト	3.2 mm以上 4.5 mm未満		B	B	A	A
	4.5 mm以上 6.0 mm未満			B	B	A
	6.0 mm以上				B	A
エポキシ又は タールエポキシ	3.2 mm以上 4.5 mm未満				B	A
	4.5 mm以上 6.0 mm未満					A
	6.0 mm以上					B
強化プラスチック	3.2 mm以上 4.5 mm未満				B	A
	4.5 mm以上 12.0 mm未満					B
	12.0 mm以上					

A：腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンクに該当

B：腐食のおそれが高い地下貯蔵タンクに該当

3 必要な措置

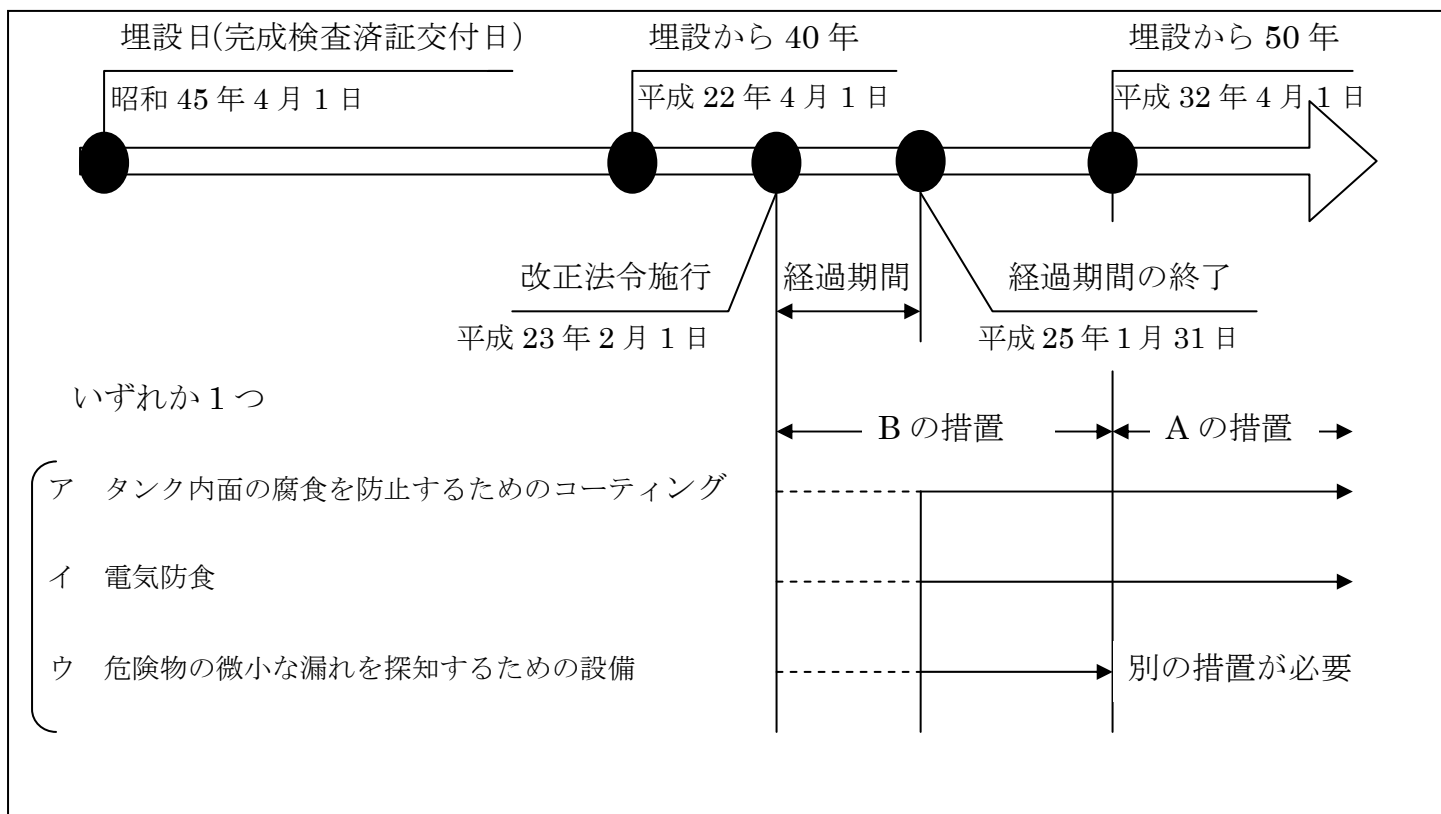
措置の種類	Aに必要な措置	Bに必要な措置
ア タンク内面の腐食を防止するためのコーティング ※工事の際タンクの状態を調べます。タンクの腐食が進んでいる場合はタンクの使用ができなくなります。 ※ タンク内面のコーティングを損傷させないようにするため、油量を自動で表示する装置 (以下「液面計」という。) が設置されていない場合、油面計の設置などの措置が必要となります	いずれか1つ (Bに該当した際にア又はイの措置を行っている場合は、その後Aに該当した際でもそのまま使用できます)	いずれか1つ
イ 電気防食		
ウ 危険物の微小な漏れを探知するための設備 ※通常の油面計は該当しません。 ※Aに該当した際は、ア又はイの措置が必要です		

4 その他

- 経過期間は平成 25 年 1 月 31 日までです。
(平成 25 年 1 月 31 日までは、A 又は B に該当しても使用して差し支えありません)

【例】

直接埋設一重殻タンク
塗覆装の種類「アスファルト」
設計板厚「6.0 ミリ」
埋設年月日「昭和 45 年 4 月 1 日」の場合



【お問い合わせ】

消防局予防課危険物係 船木、岡
TEL 0859-35-1955
FAX 0859-35-1961